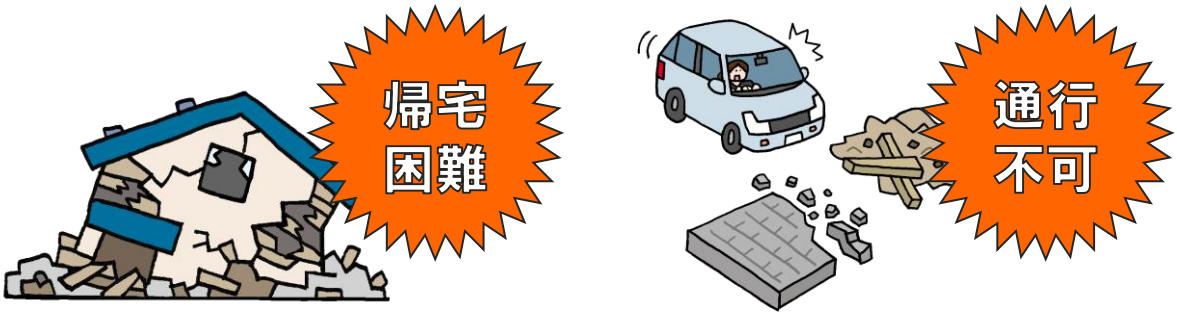
避難所にストーマ用具を保管し事前に災害等に備えましょう！

災害等は、いつ起こるか予想できません。着の身着のままでの避難を余儀なくされることもあり、また、被災の程度によっては帰宅が困難であったり、救援物資等が届きにくい事態に陥ったりすることも想定されます。



「光市災害時用ストーマ用具保管事業」では、災害時等に指定避難所で使用するストーマ用具を事前に光市（あいぱーく光）がお預かりし、必要なときに返却、指定避難所への配送等を行うことで、排せつ問題を応急的に支援します。

○対象者

光市内に在住、在勤、または在学するストーマ用具を使用している人

○保管できるもの

ストーマ用具・附随する衛生用品

約10日分をA4サイズまでのチャック付きの密閉できるビニール製の袋にまとめてご持参ください。



○申請方法

保管用具をご持参の上、障害福祉係（あいぱーく②番窓口）までお越しください。申請書及び同意書に必要事項をご記入いただきます。利用は無料です。

○保管期間

申請された月の翌月から最長１年間（更新可）

○受付開始

令和６年７月１日（月）から

※既にご利用中の方にも、ご返却のリマインドを兼ねて配布しております。

お問合せ先：光市福祉総務課障害福祉係
☎：0833−７４−３００１